

平成 31 年度『くずまき山村留学生候補者』選考基準

1 目的

くずまき山村留学生候補者を選考するにあたり、その基準を定めるものとする。

2 選考委員

選考委員は、教育長、教育次長その他町長が認めた者とする。

3 選考日

選考日は、申込書類（くずまき山村留学申込書及び学業成績証明書）受理後、町長が定める。

4 選考方法

選考は、申込書類の審査及び面接（申込者及び保護者）により行う。

5 選考基準

- (1) 自らの目標を持ち、積極的に活動することができること。
- (2) 生活態度が良好で、自立した生活を送ることができること。
- (3) 周りの人と良好な関係を築き、規則正しい生活を送ることができること。
- (4) 学業成績に問題がなく、学習に意欲的であること。
- (5) 心身ともに健康で長期欠席がなく、3年間就学することができること。
- (6) その他総合的判断

6 選考結果

上記選考基準に基づき、10人程度をくずまき山村留学生候補者として決定する。